

まぜるな

キョー危険



共謀剤

未必の故意による
黙示的共謀

まぜるな危険



斎藤まさし

in
TOKYO
High Court
東京高等裁判所

選挙

干渉裁判

チェック

不当な選挙干渉とたたかう
裁判を支援する会

の会

NEWS 第6号

日時：3月23日(木) AM 10:30～

「未必の故意による黙示的共謀」& 「共謀罪」!!

マスコミで『無党派の神様』『市民派選挙の神様』などと呼ばれてきた斎藤まさしさんに対して昨年6月3日静岡地方裁判所が下した、日本の裁判史上過去に見たこともない「未必の故意による黙示的共謀」を認定した有罪判決。その後政府は、過去三度廃案になった「共謀罪」(実行行為がなくても合意だけで犯罪)を改めて国会で成立させようと動き出しました。それまでも「黙示的共謀」(暗黙の合意)で有罪とされた例はわずかながらありますが、「共謀」を拡げ過ぎだと批判の多い異例中の異例判決です。しかもこれらは「確定的故意」(犯罪であるとの明確な意識)による事件であり、曖昧で議論の多い「未必の故意」(結果が発生してもやむを得ないと許容する意識)による「黙示的共謀」を認定して有罪とした判決は全く見当たりません。もしこの判例が確定してしまい、今国会で「共謀罪」を創設する法が成立してしまったら、犯罪の明確な意思もなく何もしていなくても「未必の故意による黙示的共謀」で誰でも犯罪者にしたてることができるようになってしまいます。既に、何が秘密なのかもわからない「特定秘密保護法」が制定され、司法取引を認める刑事訴訟法の改悪が強行された今、「未必の故意による黙示的共謀」が判例となり「共謀罪」がつくられたら、複数の人が接触しただけで犯罪にできる、戦前の治安維持法体制を超えるキョー危険な密告監視弾圧社会が現実になるのです。なんとしても、「未必の故意による黙示的共謀」の判例確定を防ぎ、「共謀罪」の成立を阻むために、市民のちからを結集し、世論と運動を上げましょう!

※裏面へつづく...

選挙干渉裁判チェックの会

～不当な選挙干渉とたたかう裁判を支援する会～

共同代表 平岡 秀夫(第88代法務大臣・弁護士) 山本太郎(参議院議員)

102-0093 千代田区平河町 2-3-10 ライオンズマンション 平河町 216

山田正彦法律事務所 TEL: 03-5211-6880

■カンパ送付先: 郵便振替 00190-0-730376 「選挙干渉裁判チェックの会」

他行からの振込 ゆうちょ銀行 店名 019 当座 0730376



不当な選挙干渉とたたかう裁判を支援する会
no-unjust-interference.jimdo.com



公正な裁判を求めます!!